

32台分の駐車場が整備してあるが、そのうち来庁者用は15台分に過ぎず、常に満車状態となっており、駐車場に駐車できない者は、駐車場の枠外や駐車場に隣接する村道役場前線、村道福祉センター線に路上駐車をするため、車同士の接触事故が発生したり、交通に支障を来たしている状況にある。

本事業により、新たに26台分の駐車場を整備することによって、住民の利便性がより向上するほか、交通の安全が確保されることとなる。

#### イ 本事業の施行による影響

起業地周辺は、役場庁舎や坂北村公民館などの公共施設が多く存在し、周辺の土地利用及び生活環境への影響は少ないと考えられる。

#### ウ 比較衡量

アで述べた本事業の施行により得られる利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

##### ア 本事業を早期に施行する必要性

役場庁舎には、32台分の駐車場が整備してあるが、そのうち来庁者用は15台分に過ぎず、常に満車状態となっており、駐車場に駐車できない者は、駐車場の枠外や駐車場に隣接する村道役場前線、村道福祉センター線に路上駐車をするため、車同士の接触事故が発生したり、交通に支障を来たしている状況にあることから、本事業は、早急に施行する必要性があるものと認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

坂北村では、来庁者数を調査した上で駐車場の区画数を決定したことから、本事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

#### ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

坂北村役場

企画課

情報政策課

#### 長野県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

#### 1 施行者の名称

岡谷市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

岡谷都市計画下水道事業 岡谷市公共下水道

#### 3 事業施行期間

昭和50年1月9日から  
平成24年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

水環境課生活排水対策室

#### 長野県告示第334号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項本文の規定による平成16年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨通報がありました。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

畜産課



#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務

個人事業税納税通知書等封入封かん業務

##### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 履行期間

平成16年6月1日から平成16年11月30日まで

#### 長野県告示第332号

北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町を廃し、その区域をもって東御市を設置したことに伴い、次のとおり東御市、北佐久郡及び小県郡の人口を告示します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

東御市 30,944人

北佐久郡 55,381人

小県郡 53,944人

## (4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、封入封かん1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026 (235) 7052

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年5月28日 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年5月27日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部税務課

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

要します。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもった者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税務課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

長野県税務電算システム保守業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県総務部税務課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年3月31日

## 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 富士通株式会社長野支社

(2) 所在地 長野市岡田町215-1

## 5 随意契約に係る契約金額

42,537,600円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

税務課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

不法投棄防止夜間監視委託

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期間

平成16年6月21日から平成17年1月20日までの間で、県が指定する180日

## (4) 業務場所

入札説明書によります。

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100

に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けた者であること。
- (5) 事業実施に当たり、失業者の新規雇用が図れる者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室

電話 026(235)7203

## 4 入札手続等

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合を含みます。）

ア 日時 平成16年5月31日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室

### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月1日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号室

### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (7) 契約書作成の要否

必要です。

### (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は入札説明書によります。

廃棄物対策課廃棄物監視指導室

## 公告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

### 1 貸金業者

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 名 称      | マルデン             |
| (2) 氏 名      | 田中正彦             |
| (3) 営業所等の所在地 | 長野市大字大豆島6048番地4  |
| (4) 登録番号     | 長野県知事（長1）第01078号 |
| (5) 登録年月日    | 平成14年3月12日       |

### 2 登録取消年月日

平成16年4月28日

産業振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー伊那店B館

伊那市大字伊那5111-10ほか

### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社

千葉県千葉市若葉区みづわ台1-28-1

### 3 廃止前の店舗面積の合計

1,499平方メートル

### 4 廃止後の店舗面積の合計

996平方メートル

### 5 廃止する日

平成16年3月17日

産業振興課

## 公告

平成16年度職業訓練指導員試験を次のとおり行います。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

### 1 試験を実施する免許職種

- |                         |
|-------------------------|
| (1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種 |
| 時計科                     |
| (2) 学科試験のみを実施する免許職種     |

(実技試験の全部が免除される者に限る。)

機械科 電子科 光学ガラス科 光学機器科

(3) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

(実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。)

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年厚生労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち(1)及び(2)に掲げる免許職種を除くもの

## 2 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成16年8月7日（土）

イ 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門校

(2) 実技試験

ア 期日 平成16年8月11日（水）

イ 場所 塩尻市塩尻町390

セイコーエプソン株式会社塩尻事業所

## 3 受験資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第3項の規定に該当する者

## 4 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書及び写真（申請前6か月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦4cm横3cmのもの）

イ 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けようとする者にあっては、省令第47条に規定する書面

(2) 申請書類の提出期間

平成16年6月7日（月）から6月18日（金）まで（郵送による場合は、平成16年6月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 申請書類の提出先

長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局

長野市大字南長野字幅下692の2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

（郵送による場合は、書留とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書」と朱書すること。）

(4) 受験手数料

受験手数料（実技試験 15,800円、学科試験 3,100円）は、長野県収入証紙により（受験申請書にはって、消印しないこと。）納付すること。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

## 5 合格発表

平成16年9月3日（金）に長野県庁及び技術専門校の掲示板に掲示するほか、合格者には直接通知する。

## 6 その他

(1) 受験申請書用紙及び受験案内は、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局及び技術専門校で交付する（郵送により交付を請求する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書用紙（受験案内）請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封すること。）。

(2) この試験についての問い合わせは、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局に行うこと。

産業活性化・雇用創出推進局

## 公告

平成16年4月28日、長野市安茂里小市土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年5月10日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

## 公告

県営猿飛池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年5月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

2 工事の着手年月日

平成14年10月21日

3 工事の完了年月日

平成15年10月9日

土地改良課

## 公告

県営上村地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年5月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成10年10月26日

3 工事の完了年月日

平成15年12月5日

土地改良課

## 公告

県営四ツ屋地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年5月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成11年10月17日

3 工事の完了年月日

平成16年3月11日

## 土地改良課

## 公告

県営今井地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

1 土地改良事業の名称

県営畠地帯総合整備事業

2 工事の着手年月日

平成8年11月6日

3 工事の完了年月日

平成15年12月19日

## 土地改良課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県下伊那地方事務所長 田野尻 正

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県飯田合同庁舎エレベーター保守業務

(2) 役務の特質

長野県飯田合同庁舎のエレベーターの保守業務（フルメンテナンス）

(3) 履行期間

平成16年6月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

飯田市追手町2-678

長野県飯田合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35

号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 過去に5階建て以上の建物においてエレベーターの保守管理業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678

長野県下伊那地方事務所総務課

電話 0263(53)0400

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年5月24日 午前10時30分

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年5月17日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

## 管財課

## 公告

平成16年4月28日、諏訪郡富士見町による西村汐地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成16年5月10日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

土地改良課

## 公告

南安曇郡穂高町による牧地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年5月10日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年5月11日から6月7日まで

## 3 縦覧の場所

南安曇郡穂高町役場

土地改良課

## 公告

中野市による中野西部地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年5月10日

長野県北信地方事務所長 松 尾 仁 雄

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成16年5月11日から6月7日まで

## 3 縦覧の場所

中野市役所

土地改良課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県上小地方事務所長 井 本 久 夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
平成16年度県営住宅修繕巡回車委託業務
- (2) 役務の特質  
県営住宅団地の巡回による県営住宅の小破部分の修繕
- (3) 履行期間

平成16年6月17日から平成17年3月10日まで(83日間)

## (4) 履行場所

上小地方事務所管内(上田市及び東御市内を含む。)の県営住宅団地

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けている者であること。
- (5) 上小地方事務所管内(上田市及び東御市内を含む。)に本社又は営業所等を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字材木町1-2-6

長野県上小地方事務所建築課

電話番号 0268-25-7143(直通)

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成16年6月14日 午後1時30分

イ 場所

長野県上田合同庁舎 302号会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年6月8日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成16年度県営住宅修繕巡回車委託業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の巡回による県営住宅の小破部分の修繕

(3) 履行期間

平成16年6月15日から平成17年3月15日まで(141日間)

(4) 履行場所

松本地方事務所管内(松本市及び塩尻市内を含む。)の県営住宅団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けている者であること。

(5) 松本地方事務所管内(松本市及び塩尻市内を含む。)に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020番地

長野県松本地方事務所建築課

電話番号 0263-40-1934(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年6月14日(月)午前10時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 501号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年6月8日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成16年度県営住宅修繕巡回車委託業務

(2) 役務の特質 県営住宅団地の巡回による県営住宅の小破部分の修繕	各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(3) 履行期間 平成16年6月15日から平成17年3月15日まで(172日間)	(6) 契約保証金 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(4) 履行場所 長野地方事務所管内(長野市、須坂市及び千曲市内を含む。)の県営住宅団地	(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
(5) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。	(8) 契約書作成の要否 必要とします。
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。	(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。	5 その他 詳細は入札説明書及び仕様書によります。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。	
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。	
(4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けている者であること。	
(5) 長野地方事務所管内(長野市、須坂市及び千曲市内を含む。)に本社又は営業所等を有する者であること。	
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野地方事務所建築課 電話番号 026-234-9530(直通)	
4 入札手続等 (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	公告 次のとおり一般競争入札に付します。 平成16年5月10日 長野県信濃学園長 二木正勝
(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成16年6月14日 午前10時 イ 場所 長野県長野合同庁舎 503号会議室	1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務 長野県信濃学園舎清掃業務委託一式
(3) 郵便入札の可否 郵便による入札は受け付けません。	(2) 役務の特質 入札説明書及び仕様書のとおりです。
(4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年6月8日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。	(3) 履行期間 平成16年6月7日から平成17年3月31日まで
(5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項	(4) 履行場所 東筑摩郡波田町4417-8 長野県信濃学園

住宅課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県信濃学園長 二木正勝

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県信濃学園舎清掃業務委託一式

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 履行期間

平成16年6月7日から平成17年3月31日まで

## (4) 履行場所

東筑摩郡波田町4417-8

長野県信濃学園

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第

- 35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 東筑摩郡波田町4417-8  
長野県信濃学園  
電話 0263 (92) 2078
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年6月1日(火) 午後1時30分  
イ 場所 東筑摩郡波田町4417-8 長野県信濃学園
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年5月31日(月)午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

障害福祉課

**公告**

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成16年5月10日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社グリーンスペース	長野市大字若穂綿内8530番地7	平成16年4月30日
東信建設株式会社	上田市大字御所163番地6	平成16年4月30日

水道課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県議会事務局長 峯山 強

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

平成16年度 委員会録音テープ反訳業務

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成17年3月31日まで

## (4) 入札方法

テープ反訳業務1分当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局議事課

電話 026 (235) 7413

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札説明会

実施しません。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年5月21日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 議会棟404号会議室

- (4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
 ア 日時 平成16年5月20日(木) 午後5時  
 イ 場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
 (専用郵便番号 380-8570)  
 長野県議会事務局議事課
- (5) 入札保証金  
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
 規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
 必要です。
- (9) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他  
 詳細は入札説明書によります。

## 議事課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県教育委員会教育長 瀬良和征

- 1 入札に付する事項  
 (1) 調達をする役務  
 高等学校改革プラン県民アンケート調査業務委託  
 (2) 役務の特質  
 入札説明書によります。  
 (3) 履行期間  
 契約締結日から平成16年6月30日まで  
 (4) 業務場所  
 入札説明書及び調査業務処理要領のとおりです。  
 (5) 入札方法  
 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当する者であることとします。  
 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

- 2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。  
 (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。  
 (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。  
 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
 長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県教育委員会事務局高校教育課  
 電話 026(235)7430
- 4 入札手続等  
 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨  
 (2) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成16年5月21日 午後2時  
 イ 場所 長野県庁 議会棟4階打合室  
 (3) 入札保証金  
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (4) 契約保証金  
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 入札の無効  
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (6) 契約書作成の要否  
 必要です。
- (7) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他  
 詳細は入札説明書によります。

## 高校教育課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年5月10日

長野県公安委員会

## 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び収集範囲

別表とのおりとする。

## 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 3 受講手順

## (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込みすること。

## (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別 表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	収集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	6月2日(水)	午後1時から午後4時まで	千曲会場	北信
	6月9日(水)		望月会場	東信
	6月16日(水)		茅野会場	南信
	6月23日(水)		豊科会場	中信

生活保安課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年5月10日

長野県公安委員会

## 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び収集範囲

別表とのおりとする。

## 2 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考査を行う。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 3 受講手順

## (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込みすること。

## (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別 表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	収集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けるもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとする者を除く。）	6月30日(水)	午前10時から午後4時まで	上田会場	県下一円

生活保安課